

青森県報

第九百七十七号

令和 7 年
十月十日
(金曜日)

目 次

規 則

- 青森県行政組織規則の一部を改正する規則……………(人 事 課) ……一
○青森県事務委任規則の一部を改正する規則……………(同) ……一
○青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の一部を改正する規則……………(行政経営課) ……二

- 青森県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則……………(市町村課) ……三
○青森県道路法施行細則の一部を改正する規則……………(道 路 課) ……三

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(地 域 企 業 支 援 課) ……四
○国土調査の成果の認証……………(農村整備課) ……五

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 10 日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第五十三号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第六青森県地方港湾審議会の項中「第三条の三第三項」を「第三条の三第五項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 10 日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第五十四号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第五号ニ及びホ中「第十条第二十六号」を「第十四条第二十六号」に改め、同号ト中「による」の下に「道路占用者に対する」を加え、同号リ中「による」の下に「車両を運転している者に対する」を加え、同号中ノをやとし、キをクとし、同号ウ中「第九条」を「第十六条」に、「第十条第二十六号」を「第十四条第二十六号」に改め、同ウを同号オとし、同号中ムをノとし、ヲをヰとし、同号ナ中「ル」を「カ」に改め、同ナを同号ウとし、同号中ネをムとし、ヨからツまでをソからラまでとし、同号カ中「による」の下に「自転車専用道路等の通行の制限に関する」を加え、同カを同号レとし、同号ワ中「による」の下に「車両を通行させている者等に対する」を加え、同ワを同号タとし、同号中ヲをヨとし、ルをカとし、ヌをワとし、リの次に次のように加える。

ヌ 第四十四条第四項(第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による土地、竹木又は工作物の管理者に対する措置命令に関すること。

ル 第四十四条の二第三項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出対象区域内における工作物の設置の届出及び第四十四条の二第五項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出事項の変更の届出の受理に関すること。

ヲ 第四十四条の二第六項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による必要な措置の勧告に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第五十五号

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の一部を改正する規則

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則（平成二十七年十二月青森県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「別表第一の六の項」を「別表第一の三の項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項中「別表第一の七の項」を「別表第一の四の項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項中「別表第一の八の項」を「別表第一の五の項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項中「別表第一の九の項」を「別表第一の六の項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十項中「別表第一の十の項」を「別表第一の七の項」に改め、「奨学のための給付金の給付並びに学び直し支援金及び」を削り、「〔国公立高等学校等修学支援事業〕を「〔国公立高等学校等標準修業年限超過者等就学支援事業〕に改め、「並びに公立の

高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科に係る奨学のための給付金の給付及び修学支援金の支給に関する事業（以下「公立高等学校等専攻科修学支援事業」という。）」を削り、同項第一号から第七号までを削り、同項第八号中「〔国公立高等学校等修学支援事業〕を「〔国公立高等学校等標準修業年限超過者等就学支援事業〕に改め、同号を同項第一号とし、同項第九号中「〔国公立高等学校等修学支援事業〕を「〔国公立高等学校等標準修業年限超過者等就学支援事業〕に改め、同号を同項第二号とし、同項第十号中「〔国公立高等学校等修学支援事業〕を「〔国公立高等学校等標準修業年限超過者等就学支援事業〕に改め、同号を同項第三号とし、同項第十一号中「〔国公立高等学校等修学支援事業〕を「〔国公立高等学校等標準修業年限超過者等就学支援事業〕に改め、同号を同項第四号とし、同項第十二号中「〔国公立高等学校等修学支援事業〕を「〔国公立高等学校等標準修業年限超過者等就学支援事業〕に改め、同号を同項第五号とし、同項第十三号中「〔国公立高等学校等修学支援事業〕を「〔国公立高等学校等標準修業年限超過者等就学支援事業〕に改め、同号を同項第六号とし、同項第十四号から第二十号までを削り、同項を同条第七項とする。

第三条第一項を削り、同条第二項中「別表第二の二の項」を「別表第二の一の項」に改め、同項第一号中「就学支援金」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項の高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）」に改め、同項第二号口を次のように改める。

口 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第二十二條第一号ヨに規定する外国人生活保護実施関係情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）

第三条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「別表第二の三の項」を「別表第二の二の項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項から第六項までを削り、同条第七項中「別表第二の七の項」を「別表第二の三の項」に改め、同項第一号中「第二条第六項第一号」を「第二条第三項第一号」に改め、同項第二号中「第二条第六項第二号」を「第二条第三項第二号」に改め、同項第三号中「第二条第六項第三号」を「第二条第三項第三号」に改め、「生活保護法」の下に「（昭和二十五年法律第四百十四号）」を加え、「外国人就労自立給付金支給関係情報」を「生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う外国人に対する就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人就労自立給付金支給関係情報」という。）」に改め、同項第四号中「第二条第六項第五号」を「第二条第三項第五号」に改め、同項第五号中「第二条第

六項第六号」を「第二条第三項第六号」に改め、「並びに第一号イ及びロに掲げる情報」を削り、同項第六号及び第七号中「第二条第六項第七号」を「第二条第三項第七号」に改め、同項第八号及び第九号中「第二条第六項第八号」を「第二条第三項第八号」に改め、同項第十号中「第二条第六項第十号」を「第二条第三項第十号」に改め、同項第十一号中「第二条第六項第十一号」を「第二条第三項第十一号」に改め、同項第十二号中「第二条第六項第十二号」を「第二条第三項第十二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第八項中「別表第二の八の項」を「別表第二の四の項」に、「同表の八の項」を「同表の四の項」に改め、同項を同条第四項とする。

第五条第四項中「第二条第四項第一号」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第六十三条第一号」に、「第九号」を「第六号」に改め、「(同項第二号に掲げる事務にあつては、同号の外国人に対する保護の開始及び外国人に対する保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務に限る。)」を削り、「(外国人要保護者等)」を「同条第一号に規定する要保護者等に準ずる者」に改め、同条第六項中「保護者等」の下に「(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第百十二号)第一条第二項の保護者等をいう。)」を加え、同条第八項中「国公立高等学校等修学支援事業及び公立高等学校等専攻科修学支援事業」を「国立又は公立の高等学校等に係る奨学のための給付金の給付並びに学び直し支援金及び標準修業年限超過者等就学支援金の支給に関する事業(以下「国公立高等学校等修学支援事業」という。))並びに公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科に係る奨学のための給付金の給付及び修学支援金の支給に関する事業(以下「公立高等学校等専攻科修学支援事業」という。))」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第五十六号

青森県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

青森県住民基本台帳法施行細則(平成十四年八月青森県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中第三項から第五項までを削り、第六項を第三項とし、第七項を第四項とする。

第三条第四項中「奨学のための給付金の給付並びに学び直し支援金及び」を削り、「(「国公立高等学校等修学支援事業」を「(「国公立高等学校等標準修業年限超過者等就学支援事業」に改め、「並びに公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科に係る奨学のための給付金の給付及び修学支援金の支給に関する事業(以下「公立高等学校等専攻科修学支援事業」という。))」を削り、同項第一号から第七号までを削り、同項第八号中「国公立高等学校等修学支援事業」を「国公立高等学校等標準修業年限超過者等就学支援事業」に改め、同号を同項第一号とし、同項第九号中「国公立高等学校等修学支援事業」を「国公立高等学校等標準修業年限超過者等就学支援事業」に改め、同号を同項第二号とし、同項第十号中「国公立高等学校等修学支援事業」を「国公立高等学校等標準修業年限超過者等就学支援事業」に改め、同号を同項第十一号中「国公立高等学校等修学支援事業」を「国公立高等学校等標準修業年限超過者等就学支援事業」に改め、同号を同項第十二号中「国公立高等学校等修学支援事業」を「国公立高等学校等標準修業年限超過者等就学支援事業」に改め、同号を同項第十三号中「国公立高等学校等修学支援事業」を「国公立高等学校等標準修業年限超過者等就学支援事業」に改め、同号を同項第十四号から第二十号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県道路法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

公告

大規模店舗の駐車場の出入口位置	区 分
小売店の出入口位置	変 更 前
施設の出入口位置	変 更 後
営業方法に関する事項	変更年月日

3
時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、蓬田村役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和八年二月十日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

国土調査の成果の認証

青森市、五所川原市及びむつ市が行った次の地域に係る国土調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

令和七年十月十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森市大字新城山田の一部

五所川原市松島町の一部（Ⅱ）

むつ市大字田名部字二又の一部、字源田畑の一部、字立山の一部、字二又川目の一部

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚三付二十一円七十銭